

Title	フランス革命と入会部分
Sub Title	La Révolution et le partage des communaux
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1973
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.66, No.8 (1973. 8) ,p.550(18)- 564(32)
JaLC DOI	10.14991/001.19730801-0018
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19730801-0018

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命と入会部分*

渡 辺 國 廣

I 序

II 1 入会部分からの払下げ

A 逡巡

何とか払下げを進めたい ぜひとも払下げを

B 決断

自治体の主導の下で 下からの盛上がり

C 展開

ともかく払下げを 払下げには慎重に 事態の収拾

D 結着

何とか皆の手に 有償の払下げ

2 入会部分の回復をめざして

A 小心翼翼

領主勢力の追放をめざすのだが やたらと領主を窮地に追込みたくない

B 執念

拙速を避けたい 虎視眈眈

III 結

I

序

土地をめぐる革命が考えた、もう一つのことといえば、土地による自立をめざしながら土地の不足をかこつ者が彼の手にも、必要なだけ土地を補充することに何とか助力でもできたら、ということにあったとみていい。いわば所有の創出だが、この目標を達成する手段の一つとして革命は、入会部分からの払下げということを考えていた。

* この稿は、私が当面の仕事としている「フランス革命の土地問題」の一部である。本誌の64巻8、12号、65巻5、8、12号に所収の私の稿ともども、フランスを下敷きに所有ないし土地所有について私が調べつつあるうちからの、一つのメモとでもいったらいいか。

ここで入会部分という時、自治体所有の物件のうち、自治体住民の共同利用のため開放されている部分のこと。以下では、1. かかる入会部分からの払下げを取りしきった法的枠組の解明に従う。しかしすでに入会部分の一部は領主の収奪するところであり、小所有の創出のため効果的に入会部分を利用しようと思えば、革命は領主の手に落ちた入会部分を取戻すことからかからなければならなかった。以下ではまた、2. そうした過程を取りしきった法的枠組についても関説することになる。領主勢力の否定をめざす革命とはいえ、入会部分に対する領主の既得権を、権力の濫用の結果ときめつけ、無条件に没にはできなかったのである。

入会部分をめぐっては、領主の進出を、革命という時点で凍結するのがせいぜいのところか。このため、払下げに振向けることのできる入会部分の量は乏しいわけだ。かかる障害を乗り越え、所期の目的を達成すべく、払下げを取りしきった法的枠組は、真に適切なものであったか。この解のなかに、フランス革命の何たるかを知ってほしいというのが、以下に述べるところの願いでもあったのである。

II

1 入会部分からの払下げ

A 逡巡

フランス革命は入会部分からの払下げをめぐる、いつの日か実行に移さねばと、その機会を狙っていた。かかる払下げによりめざしたところはもとより、自立に必要なだけ土地を持たない者の土地需要を充足し、もって革命というものを、小所有の強化のため役立てることにあつた。

何とか払下げを進めたいわけなのだろう。事実また、ぜひとも払下げをという使命感が強かった。しかし入会部分からの払下げをめぐるフランス革命は、容易に思いを果すことができないまま、逡巡を続けていたようだ。

何とか払下げを進めたい 入会部分からの払下げを求め、陳情が繰返された。かかる陳情を受け、憲法制定議会は入会部分を、各戸に、一代限り払下げることではどうかと、思案するにいたつた。しかしそんなことでいいものか、憲法制定議会は迷い、入会部分をめぐってどうしたものか、現地の知事にアンケートを出し、チエを拝借しようとした。しかしその集計の途次で、憲法制定議会は崩壊してしまった。

入会部分からの払下げをめぐる、憲法制定議会はついに結論を出すことができなかった。かわつた立法議会は憲法制定議会のアンケート作業を継承し、その得たところをもとに、希望を申出

(1) この大要を、Bourgin G., *Les communaux et la Révolution française* (Nouvelle Revue historique de droit française et étranger, 1908), p. 723 にみよ。

者があれば、それを随時に、入会部分から払下げることにしてはどうかと考えるにいたった。しかし残念ながらこの考え、希望を申出る者があれば、誰彼の別など設けないという点、立法議会自体の内部から、突上げを受けてしまう。猛烈な反発を前に立法議会は、入会部分からの払下げを断念するというにってしまった。

ぜひとも払下げを 何とか払下げを進めたいのだろう。しかしとにかく反対者が多いのだ。入会部分からの払下げをめぐることは、王制の瓦解がきっかけとなった。王制の瓦解による混乱を避けるため立法議会は、自立に必要なだけ土地を持たない者の土地需要を、何とか充足できれば好都合と、痛感するにいたった。とにかく小所有を国中に拡散したいのだ。そしてこのための手段を立法議会としては、入会部分からの払下げに求めることにしたのであった。

この命令⁽¹⁾、払下げに際し、土地を持たない者を優先させようという。社会的弱者に組した時、特別の反対もなく、入会部分からの払下げをめぐる立法議会は、ことを順調に進めることができた。しかしこの段階で、払下げの方法について何ら具体的なことが提示されていない。立法議会としては、3日以内に提示するというだけのことで終っていた。ぜひとも払下げを進めたいとしながらも、その狼狽ぶり、眼をおおうばかりといたらいいのだろうか。

ともあれ払下げをめぐる、ついに決断が下されたのである。しかし残念ながら立法議会は崩壊し、入会部分からの払下げということを革命目的に役立てたいという気負いは、宙に浮いたままのことになってしまったのであった。

B 決断

国民公会とてもやつのこと、入会部分からの払下げを決断した。しかし国民公会の下、この決断、早速に具体化されていくことになった。⁽²⁾

命令を発する際、国民公会は自治体の主導の下で、いわゆる上からの払下げということを考えていた。下からの盛上がりのなかで払下げが進行するという事態に対し、国民公会はその態度を硬化させた。かくなった背後には、入会部分からの払下げをめぐる、土地所有についてヨリ恵まれた状況にある者の跳梁を許したくないとの、堅い決意のほどがあったのであろう。

自治体の主導の下で ともあれ国民公会は、入会部分からの払下げの決意を、実行に移すことにした。

かかる際、国民公会は入会部分というものを広く解し、そのなかに、自治体所有の物件中、共同利用の対象ごとごとくを、包括している。これにより国民公会は、払下げに振向けらるべき入会部

(1) Décret du 14 août 1792 (DUVERGIER, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens...*, IV, p. 306) を指す。

(2) ここにいたるまでの経過を、BOURGIN, p. 731 についてみよ。

(3) Décret du 10 juin, 1793 (DUVERGIER, V. pp. 326 et suiv.) のこと。

分の大量確保をめざした。しかし公道、自治体の建物を始め、入会林野、地下の鉱物資源については、圧倒的多数の者の便宜を考え、払下げということから除く。こうした除外規定のため、国民公会の下、入会部分からの払下げは窮屈なことになってしまっていた如くだ。

にもかかわらず、入会部分から断じて払下げをしようという自治体のため国民公会は、かかる自治体が負う債務を、棒引ということにした。国民公会は払下げを推進しようと奨励策に出た積りのわけだろうが、その場合も、国民公会としては、入会部分から払下げようという際、自治体に属する者の3分の1の同意を、あらかじめ得ておくよう、自治体側の指導に乗出すのであった。かかることによっても、国民公会の下、入会部分からの払下げをめぐる、自治体が関連に動けなかったということは明白であろう。規制は単に払下げの対象だけにとどまらず、払下げを進めていかどうかという面にまで及ぶことになったのであった。

払下げを、自治体の主導の下でという時、多少の拘束は避けられないところだ。にもかかわらず、入会部分からの払下げに応ずることができる者については、立法議会の場合と違い、その範囲を可能な限り拡げようという。いわゆる門戸開放の立場だが、有資格者の第一に、自治体のなかに住んでいる者のうち、入会部分からの払下げに応じたい旨の希望を持つ者。こうした者なら、誰彼の別なく、払下げに応じたい旨の希望を申出てよく、もちろん年齢や性別を問わない。続いて有資格者の第二だが、仕事の都合で自治体を出てしまい、今いないが、かつてそこに住んでいたということがはっきりしている者。こうした出郷者について、国民公会は彼のことを自治体に属する者として扱い、もし彼が異郷の地から、入会部分の払下げということに応じたい旨の希望を申出れば、自治体としては彼の希望を受入れなければならない。払下げは自治体の側の主導からのみ進められたが、これに応ずる資格のある者について、国民公会の規定はゆるやかそのものであったといっている。もう社会的な弱者のことだけを前面に打出さないのである。国民公会としては、いやしくも自治体とかかわりある者なら、広く皆のため、土地所有にいたる道を提供したかったのだろう。

かかる措置の下、狙われたことといたら、当然のことながら、わずかでも土地のある者の数を、とにかく増すこと。国民公会としてはこれを、土地所有にいたる機会を均等化することのなかで実現しようという。それだけに実のある成果を得ることは至難に属した。強力なアフターケアが望まれるゆえんであろう。こうしたなかで、国民公会は払下げを受けた者に対し、向こう10年間というもの、払下げ分を手放さないよう、厳重な指示を与えるのであった。またこの10年間、払下げで得た土地を、税金の滞納によるほか、借金のため差押えられないと、せっきくの機会に乗じ土地にありつけた者の保護に、国民公会は万全を期すことを忘れない。入会部分からの払下げを、国民公会としては、小所有の創出という革命目的の実現に、間違いなく役立てたかったのだろう。

ことを思いの通り運びたいものと、熱心さが高じたあまり、自治体のなかには、入会部分のうち、すでに特定の誰かの手に落ちてしまったものまで、うっかり払下げることがあった。これに

対し当然のことながら、既得者の側から異議が申立てられた。かかる際、もし国民公会が、いかなる手段で実現された既得権でも、これを文句なく認めることにしたいという革命の大前提に立つとすれば、国民公会としてできることと云ったら、自治体に対し払下げの撤回を命ずるほかないわけだろう。しかし国民公会は、既得者の申立てに疑義があれば、仲裁に持込む権利を、自治体のため留保させようという。これにより国民公会としては、自治体による上からの払下げについて、自治体の側に落度があり得ないことを示したかったのだろう。とにかく入会部分からの払下げを、自治体の手ががちりと握らせたわけなのだ。加えて裁定が出た時、これに反論が可能という。かかるところまで行着いてしまえば、入会部分からいったん特定の誰かに移ってしまっているものうち、経過の疑わしい部分を、自治体に戻すということも不可能ではなかった。⁽¹⁾

下からの盛上がり　今や自治体の側の主導で、入会部分からの払下げが進められることになった。これに対し下からの盛上がりのなかで払下げを進行させるということに、国民公会は消極的な態度に出た。

しかし下からの盛上がりのなかで払下げが進行するということを、国民公会としても、全面的に拒否しているわけではない。いやしくも入会部分からの払下げということに応ずる資格のある者なら、誰も自分から進んで、入会部分について払下げを申出て、自分に必要な限りのものを確保しようとして差支えなかったのである。しかし彼のこの申出が実行に移されるについて国民公会は、郡長を介し知事の承認を得ることが必要であると、土地所有をめぐるより恵まれた状況にある者が、入会部分からの払下げに際し優位に立つことに歯止めをかけようとしたのであった。他を出し抜くのを恐れること、国民公会においてもっとも大きかったといっている。土地をめぐる不平等が増すくらいなら、いっそ払下げなどすることあるまいものをと、国民公会は入会部分からの払下げに関し、下からの盛上りに託することを極端に嫌うかの如くであった。入会部分中、自治体にとり不要とみえる部分でも、申出に従い、気軽には処分できない。

C 展開

面倒な枠を設けた上、国民公会は自治体に向かい、入会部分からの払下げを命令した。多くの自治体はこの命令に従った。しかしなかには、かかる命令を拒否する自治体もあり、払下げの命令をめぐる自治体の態度にはかなりのばらつきが目立つのである。⁽²⁾もはや払下げが、いっせいに展開するということになったわけではない。

かかる結果が現われたについて、きめ手だが、牧養に重点を置く自治体かどうかにかかっていたようだ。牧養に重点を置く自治体であれば、牧養を円滑に進めるべく、そこでは入会部分が大きな

(1) Décret du 21 prairial an IV (DUVERGIER, IX, p. 108) を参照。

(2) この点を, BOURGIN, pp. 735 et sviv. にみよ。

意味を持つことから、ともかく払下げをと願う国民公会の命令に対し、反発が示されるというのもまた、自然の成行といわなければならないのだろう。払下げには慎重にというわけだが、かかる声を前に国民公会は、入会部分からの払下げをめぐり、事態の收拾に戸惑った。入会部分からの払下げを革命は、社会的平等の実現のため、いささかなりと用立てたかったにもかかわらず、今やそうした配慮も、自治体の側の経済的必要をねじ伏せるまでは、ついにできなかったものようであった。⁽¹⁾

ともかく払下げを 多くの自治体は、入会部分からの払下げを実施した。これにより期待されたところといえば、わずかでも土地を持つ者の数を、ぜひとも増加したいという点にあった。しかし現実とは逆に、土地所有をめぐりもともと恵まれた状況にある者の強化に手をかすという結果になってしまっていた。

知られる如く、国民公会は入会部分からの払下げに際し、土地が不足する者のうち、希望者中、有資格者に限り払下げるということを規定している。かかることにしたについては、土地に頼り何とか自立を願うだけの者に払下げておけば、払下げた分がもっとも効果的に利用されると信じたからにはほかならない。小所有においてだけ、一段と土地の利用が進み、それを踏まえ、自治体のなかにはヨリ多くの者が住みつくことになろうという、結構な事態の出現も可能というわけなのだろう。しかし現実には、もともと土地不足をきたしている者の手に渡った分が、効率よく利用されるどころではなかったのだ。彼は利用しきれないまま、断念し、払下げを受けた分を、土地所有をめぐりヨリ恵まれた状況にある者の手に渡すことになってしまったのである。⁽²⁾ 入会部分からの払下げを介し、その結果として、多少でも土地を持つ者の数を、とにかく増したいという念願は、ついにかなわぬ夢物語に終わってしまったわけだ。むしろ払下げは、大所有をいよいよ強化する手段と墮してしまったようであった。

もはや国民公会の下、自立のため真に土地が必要な者の声が聞入れられるところではない。思わぬ結末に、自治体のなかには、入会部分からの払下げということ自体に反発するところが出てきた。とにかく払下げをというわけだろうが、これによりかえって革命の理想の実現は遠のく結果になってしまったとみていい。払下げのこと、成功を取めたとはいいい難い。⁽³⁾

払下げには慎重に 払下げの命令に何とか応じようという自治体とは逆に、多くの自治体のなかには、入会部分からの払下げの実施に、最初から躊躇するということもあった。払下げの命令は、多くの自治体の間で、強い反発を買ってしまったのだ。反発は、きまってとっていいくらい、

(1) かかる評価は、SÈE H., *Le partage des communaux en France, à la fin de l'Ancien régime* (Revue historique de droit français et étranger, 1923), pp. 47 et suiv. に従う。

(2) この一端を、Ardennes, Meuse, Meurthe, Doubs の各県について知れ。SAGNAO P., *La Division du sol pendant la Révolution* (Revue d'histoire moderne, 1904) のほか、BOURGIN, p. 741 参看。

(3) Gironde, Cher の各県では、そう。MARION A., *La Vente des biens nationaux*, 1908 に注意。

牧養に重点を置いていた自治体において大きかった。牧養を円滑に進めるべく、入会部分を残しておくことは絶対に必要であり、払下げなど論外だというのだろう。そうした線に沿い、極端な場合、払下げの命令を無視する自治体も出た。⁽¹⁾かかる自治体のなかには、さらに一步を進めて、入会部分の保全に懸命な努力を傾けるところもあった。⁽²⁾もはや命令に対する違反は明白なところ。しかしまた払下げを決定しておきながら、いざ実行に移す段になって困惑し、ついに払下げを中止してしまう自治体も現われた。革命といえど、その傘下の自治体の都合を没にはできなかった。むしろ自治体の突上げになすすべもなかったというのが実情であろうか。

とにかく払下げには、慎重を期そうというわけだ。知られる如く、こうした声は、牧養に傾斜を深めた自治体において高かった。たとえそこでは、土地所有をめぐる、すでに不平等が顕著であっても、払下げによりそれを是正すること以上に、自治体としては、入会部分をそのままにしておきながら、牧養に徹底することのほうがかえって、土地をめぐる、効率の高い利用の仕方と考えたのであろう。革命は土地について、その所有をめぐる起った不平等の是正を目的として掲げていたが、今や土地について打出された、いってみれば、利用優先なる、新しい主張の前に革命は、土地に対する革命の本来的な姿勢の再検討を迫られることになったのであった。入会部分からの払下げをめぐる、混乱は深まるばかりである。

事態の收拾　すでに明白な如く、希望する者に払下げようという措置が、広く実施されたとは思えない。加えて、払下げによりかえって、土地所有における不平等が促進されるという始末に、入会部分からの払下げ自体を疑問視する声が出たとしても当然のことといわなければならない。

もはや払下げということが、小所有の強化につながっていかなかったのだ。現場の知事のなかには、入会部分からの払下げに対し、明確な敵意を示す者もあった。むしろ払下げに賛意を抱く知事は、それこそ例外中の例外に属したといったらいくらいだ。こうしたなかで知事は勢いづき、入会部分からの払下げをめぐる国民公会に対し、その停止かたを申出するという始末である。かかる申出について、国民公会は態度をきめかねた。こうした状況の下、入会部分からの払下げを見合わせる自治体が多く出た。また命令に従い、払下げを実施に移した自治体のなかにも、払下げによる不都合を嘆息する声がしきりであったのである。⁽³⁾払下げをめぐるは、いわば四面楚歌であるわけだが、国民公会としても事態の收拾について何とか決断を迫られることになったのであった。どう結着をつけたらいいものか、国民公会の進退ここにきわまってしまう。

(1) そうした事例をめぐるは、Creuse, Marche, Haute-Vienne の各県に注目せよ。詳細は、FILHOULAUD R., *Le Partage des biens communaux dans le ressort de la Cour d'appel de Limoges*, 1922, p. 23 のほか、RAYMOND S., *Etude sur les biens communaux de département de la Creuse*, 1872, p. 7 や、LAUR, *Le Plateau du Larzac*, 1929, pp. 99 et suiv. に。

(2) この模様を、LEFEBVRE G., *Etudes sur la Révolution française*, 1951, p. 586 にみよ。

(3) BOURGIN, pp. 740-741 参看。

D 結 着

知られる如く、入会部分からの払下げが、すでに土地所有をめぐり起っていた不平等の是正に役立つところではない。それに加え、入会部分からの払下げにより、効果的な土地利用が妨害されるという不始末ぶりは歴然である。実にかかる不始末を理由に、入会部分からの払下げに対し、反論が打出されるということになった。

かくなつたについてその背後にあるのは、土地を社会的目的に役立てるとということよりも、土地をめぐり経済性を問題にしようという意図にほかならない。そしてかかる意図を現実に移すべく、これまで続けられてきた入会部分からの払下げに対し、どう結着をつけるかが問われることになった。これを解決していく過程で国民公会は、いったん払下げた入会部分すら、何とか皆の手に取戻させようと、既得権に対し革命が守ってきた態度を放棄することすら辞さなかつたのである。入会部分を旧に復することに国民公会は、あたりをはばからなかつたわけだが、そうしたなかにもこれとは逆に、入会部分をめぐり有償の払下げという動きが現われたことは注目されていい。

何とか皆の手に 入会部分があるということで、自治体の住民は経済的な便宜を感じていた。入会部分から払下げようという時、この便宜を住民から奪うことになった。そういうことではすまされない現実を前に、入会部分からの払下げをめぐって、いったん払下げに踏切った国民公会の内部から、反対の動議が出されることになった。

入会部分からの払下げをめぐっては、もともとそうすなりとことが運ばれたわけではない。かかる事情も手伝い、入会部分からの払下げをめぐっていったん反対動議が出されるや、国民公会はこの動議に簡単になびいてしまった。そして差当っては、国民公会が発した払下げの命令をめぐって、その実施を見合わせるという結論を下した。⁽¹⁾ もちろんそんなことではなまやさしいと、払下げの命令の廃止を求める声もあったが、国民公会はそこまで踏切れなかつた。というのも、国民公会⁽²⁾の内部になお払下げの強行を望む者がおり、この勢力を無視できなかつた事情があつたのだろう。

しかしなお問題が残る。それは、いったん入会部分から払下げられてしまったものの扱いをめぐってであつた。事実またこうした分の扱いについて国民公会は新しい命令⁽³⁾を準備していた。かかる際、いったん特定の誰かに移ってしまったものを、何とか自治体に属する皆の手に取戻せれば、大成功としているのである。そしてこの方針を具体化すべく国民公会は、特定の誰かに移つたについて確たる証明のある分に限り、移転を認めるということにしたのであつた。もはや既得権であれば、何が何でも認めなければならないというのではない。革命は既得権について、これを尊重するという立場を守ってきたが、今やかかる立場が崩れたのであつた。しかしたとえ確たる証明がない場合

(1) 前出の Décret du 21 prairial an IV に。

(2) この点と関連には、JAPIOT P., *Contribution à l'étude de la législation relative aux biens communaux*, 1920, pp. 175 et suiv. 参照。

(3) Décret du 2 prairial an V (DUVERGIER, IX, p. 368) のこと。

でも、もし入会部分から特定の誰かに移った分が、彼の手により入会部分としてあった時よりもヨリよく利用されているならば、移転を認めようという⁽¹⁾。かかる特例が打出されたのは、入会部分からの払下げをめぐる何よりも経済性を問題にしなければならない段階にきているという以上、当然の帰結であったのである。

確たる証明のある場合と、払下げ以前よりも効率よく利用されている場合、この二つの場合を除いて、特定の誰かに移った入会部分を、ことごとく旧に復させようという。この作業を国民公会は強力に押進めていった⁽²⁾。その狼狽ぶり、払下げということを公然と命令した前非を悔いるかにも似ていた。条件に合致しなければ、ことごとく返還が強制される。

有償の払下げ 国民公会は一転して、入会部分からの払下げを中止してしまった。そればかりか、これまで入会部分から特定の誰かに移った分についてまで、場合によっては、取戻さねばという。国民公会は入会部分の解体により、革命の理想がいよいよ遠のくことを恐れ、かかる措置に出たのであった。それから以後ついに、入会部分からの払下げを、革命の理想の実現に役立てるべく、何らか新しい問題提起がなされないまま、終ってしまった。

入会部分からの払下げという問題が再燃したのは、19世紀も後半にはいつてからであった。しかし今度は無償の払下げにかわり、有償ということになっている。もう土地を、社会的平等の実現のため流用しようという積りなど微塵もない。入会部分からの払下げということが再燃した時、土地は経済財とみなされるにいたったのであった。今はその購入に資本を投じ、間違いなくペイさせることの可能な者だけが、入会部分の払下げに参加できるのである。そしてこうした人々の殺到で、入会部分が急速に縮小を続けた例⁽³⁾が確認されている。ようやくこの時期にフランスでも、所有規模の拡大が経済ベースに乗って本格的に進められることになったわけだ。

2 入会部分の回復をめざして

A 小心翼翼

どの自治体の管轄下にも、入会部分というのがあった。領主はこの入会部分を、好んで収奪の対象とした。王は自治体の側に立ち、領主のかかる勝手を封ずべく、かなり積極的な態度に出た。にもかかわらず、王の下、入会部分に対する領主の勝手をめぐり、せいぜいそれを一定の枠内に封込めるといふだけのことに終っている。

王の介入を得ても、入会部分から領主を縮出すことができなかった。むしろ王の登場は、入会部

(1) Décret du 9 ventôse an V (DUVERGIER, XIV, pp. 321 et suiv.) のこと。

(2) DUVERGIER, XV, p. 266 参照。

(3) Creuse 県に関しては、FILHOULAUD, p. 4 に注意。また Basse-Bretagne の状況は, Sée, p. 81 et n° 1 にくわしい。

分に対する領主の進出を公認する結果になっていた。かかることでは、入会部分に対する領主の勝手が、それだけ容易になろうというものだろう。革命としては、目的が領主制の排除にあるという以上、入会部分についてこうした状態を放置するにはしのびない。領主勢力を入会部分から駆逐すべく、ここに何かと画策されることになっていく。

何はあれ、憲法制定議会としては、入会部分から領主に引渡したものを、自治体のため取戻してやりたいと思っていた。しかし憲法制定議会の下、差当っての目標は、領主勢力の滲透を許すような王の決定の破棄ということで終っている。知られる如く、領主勢力とストレートに交渉を持つまでにはいたることができなかった。ことの運び、いかにも小心翼翼といったらいいか。憲法制定議会の下、ともかく入会部分から、領主勢力を追放しなければならないのだが、だからといってやたらと領主を窮地に追込みたくないというのが本音であったようだ。

領主勢力の追放をめざすのだが とにかく領主の干渉を排除したいわけであろう。それには、入会部分からいったん領主の手に落ちた分を、自治体のため取戻すべく、何とか努力してみるのが筋というものである。しかし憲法制定議会の下、この筋が実行に移されたとは思えない。領主の進出に対し毅然たる態度こそ望ましいが、憲法制定議会は領主を前に、打つべき手に迷った。

もはや逡巡は許されない。にもかかわらず、憲法制定議会が何よりも先に着手したところといえ、入会部分のうち、水と森について、3分の1を領主に移す⁽¹⁾という、1669年の勅令の廃止にあった。と同時に憲法制定議会は、入会林野の伐採で得た売上のうちから、3分の1を領主に差出すことにしていた自治体のため、王のかかる指示に従う理由のないことを命令していた。もっともこの命令、対象となる地域をごく限定する⁽²⁾。

以上の命令により⁽³⁾知られる如く、憲法制定議会は入会部分に対する領主の干渉を排除すべく、領主の干渉行為そのものに触れようとしない。領主の干渉行為を一定の枠内に封込め、しかる上これを公認しようという王の態度こそが、狙上に乗せられたのであった。憲法制定議会としては、入会部分に対する領主の干渉が、王により公認されるという状況に直面し、何とか手を打たねばと思っただけだ。しかし単にそれだけのことにとどまっている。むしろ憲法制定議会の下、領主勢力との直接的対決は恐れられたかにみえた。この点は、王をないものとした後、入会部分に対する領主の出方をめぐり、どうした扱いにするかについて、何ら具体的なことが打出されていないことによっても明白である⁽⁴⁾。領主勢力の追放をめざすのだが、実際は領主の干渉行為に対する王の後楯を排除するのがせいぜいのところか。

周知の如く、革命は特定の誰かが優遇されるという状況を嫌った。入会部分についていえば、王

(1) triage といわれる状況が、これ。

(2) Lorraine だけ。

(3) Décret des 15-18 mars 1790 (DUVERGIER, I, p. 119) のこと。

(4) Décret des 28 mars 1790 (DUVERGIER, I, p. 177) に注意。

により、領主の入会部分に対する進出が公認されるという事実こそ、大問題であったのだ。そして今やこの点の解決に、憲法制定議会は全力を傾けることになったのだろうか。

やたらと領主を窮地に追込みたくない ともかく憲法制定議会の下、入会部分に対し領主が公然と持つことを許された特権の一角が崩れたのだ。しかしこれにより、入会部分に対する領主の進出が不可能になったというわけではない。かえって領主はしばらくはそのまま、入会部分に対し闊達に振舞うことすらできた。かかる状況を反映し、憲法制定議会としては、領主の進出をどこまで認めたらいいかについて、苦慮することになった。

かかる苦慮が集中的にみられるのは、領主の手に落ちた入会部分のうち、領主の勝手を、一部については認め、残りについては、依然として自治体のため開放するよう強要した慣行⁽¹⁾をめぐってであった。この種の慣行について、革命は領主のため、その公認に踏切った。しかし反面また、自治体の便宜を考え、自治体に対する開放分がこれ以上に狭められないよう、そしてできれば、拡大可能なよう、領主と交渉する道を開いている。かかる際、結着がつかなければ、裁判に持込むことを規定している点⁽²⁾、憲法制定議会は小心翼翼ながら自治体のため、入会部分に対する自主性を回復すべく、目的の貫徹に向かい歩を着々と進めることになったのであった。

革命が領主制の排除を目的とする以上、入会部分に対する領主の勝手が許されていいわけではない。しかしだからといって、やたらと領主を窮地に追込みたくないというのが憲法制定議会の態度であった。とにかく憲法制定議会の下、領主に対する気のくばりようといったら、尋常のことではない。この点は、入会部分から領主に移った際、その間に不正や不義がなければ、かかる移転を認めようという命令⁽³⁾に端的に示されよう。不正や不義をあばく手段が十分でない以上、これでは領主の進出を既成のこととして見逃がすことになってしまうのである。ただ革命にはいつてから以後、入会部分に対する領主の勝手をいっさい封じた点、せめてもの救いといわなければならない。しかし憲法制定議会はこれにより領主の正当な権利が侵害されたとし、その代償に領主のため、捨子の扶養費を免除すること⁽⁴⁾にしている。

B 執念

周知の如く、領主は入会部分を好んで収奪の対象としてきた。これに対し革命は拒絶反応を示していく。その一端を、すでに憲法制定議会についてみた。

当然のことながら、立法議会から国民公会をへて、領主に対する反発は一段と強まっていった。領主の座を切崩すべく、その経過をみるに、拙速を避けたいという配慮のほど、なみなみならない。

(1) cantonnement と呼ばれるのが、これ。

(2) 以上を, Décret des 20-27 septembre 1790 (DUVERGIER, I, p. 376) に。

(3) Décret du 22 novembre 1790 (DUVERGIER, III, p. 33) のこと。

(4) Décret du 13 avril 1791 (DUVERGIER, II, p. 296) のこと。

かかる背後には、既得権であれば、たとえ領主に属するものでも、これを容認するという強い姿勢があったのだろう。この根本は動かせないということを承知の上、何とか入会部分から領主勢力を追落せないものかと、国民公会の苦悩は増した。領主を狙い、虎視眈眈というわけだが、かくほどまでの執念をもってしてもついに、入会部分に勢力を張ってきた領主をめぐって、既得権という固い壁を破壊することはできなかった。しかし現実には領主は、入会部分から追落されていく。原因はむしろ、新しい時代の息吹に屈して領主が、みずから身を退かざるを得なかったということのうちにあったのではなかったろうか。

拙速を避けたい 憲法制定議会の段階では、入会部分に対する領主の既得権を、革命の勃発時点において釘づけるというのがせいぜいのところか。かわって登場した立法議会の下、領主が入会部分から得たところを、革命の以前にさかのぼり自治体に戻すということが考えられていた。これを具体化していく過程⁽¹⁾で、立法議会は拙速を避けねばと、懸命そのものであった。

周知の如く、王は入会部分のうち、3分の1について、領主の申出があれば、優先権を認めてきた。憲法制定議会の下、すでにその一角は崩壊したが、王制の瓦解に乗じた立法議会は一步を進め、かかる優先権の全面的な廃止を決定してしまった。しかしことここにいたっても、いったん領主の手に落ちた分が自動的に自治体に戻されるとしたわけではない。自治体が取戻したいと思えば、向こう5年間のうちに、裁判所までその旨を申出ることを要したのであった。しかし自治体は領主の手に落ちた入会部分を取戻す際、領主がこれまでそこから受けてきた恩恵に対して領主に向かい、賠償を要求することができない。一方領主の側だが、いったん手にした入会部分に対し領主自身を加えた改良について、返還の際、賠償を放棄するよう求められていた。また領主に帰属した入会部分のうち、その一定部分に限り領主の独占が認められるという、これまた王の了解した慣行をめぐっても、立法議会の下、かかる独占権が否定されることになった。いずれにせよ、王が入会部分をめぐり領主をバックアップするという事態に対し、この切崩しが進行したわけだ。しかしそうした際にも、領主が入会部分から入手したについて確たる証文があれば、自治体としても、手の出しようがなかった。しかし確たる証文がないという場合でも、40年間引続いて権利を行使していたことを示すことができれば、領主の側としては、返還を迫る自治体の申出に対抗することができたのであった。

王制が没落したという現実を前に、立法議会は入会部分に対する王の権威を根絶し、それをテコに領主をないものにしたかったのだろう。しかし領主に対し、一気呵成に攻立てるというのと違う。知られる如く、領主が生残れる余地を準備しながら、ことが運ばれたという感が深いのである。⁽²⁾ 領主と対する時、これまでもためらいが強かったわけだが、ついに立法議会の下でも、かかるためら

(1) Décret des 28 août 14 septembre 1792 (DUVERGIER, IV, p. 376) 参照。

(2) この一端を、MILLOT J., *L'abolition des droits seigneuriaux dans le département du Doubs et la Région Comtoise*, 1937, pp. 144 et suiv. にみよ。

いから脱することができなかつたのであった。

虎視眈眈 国民公会の下、領主が入会部分をめぐり優位に立つことに対する反発は深まっていた。かかる背後には、入会部分からの払下げを、いよいよ実行に移したいという配慮が働いていたのである。払下げを円滑に進めるべく、入会部分に領主の勢力が残ることを、国民公会は大きな障害と感じていた。にもかかわらず、この障害を乗越えようと、国民公会にできたことといえば、40年間引続いて権利を行使していたということが、もはや領主が入会部分に対しすわる口実にならない旨の決定⁽¹⁾をただけにとどまっていた。しかし入会部分から入手したについて、確たる証文がある場合、依然として領主は、入会部分であったにもかかわらず、既得権を維持することができたのであった。

確たる証文があれば、国民公会としては、いかんともなしがたい。しかし虎視眈眈と、いったん領主の手に落ちた入会部分でも、何とか取戻そうと狙った時、入会部分の復元をめざす国民公会にとりさいわいなことは、あれほど入会部分に対し乱暴狼藉を働いた者のなかから亡命者が続出した結果として、自治体側の返還請求に申開きする者がいなくなってしまうという事実。入会部分のうち、こういう状況に落ちたものについてはすでに、自治体に帰属するという決定⁽²⁾がなされていた。既得権を守るべく肝心な点は、当事者がいて、返還請求に対し申開きできるということである。たとえ怠慢からにせよ、申開きがない場合、確たる証文が敵としてあっても、既得権は無視されるという結末になってしまう。かかることでは、権利について絶対という革命の基調にもとるわけだ。国民公会としても、この根本を避けて通ることができない。その隔離をどう埋めていくかに、国民公会は頭を痛めた⁽³⁾。しかし国民公会の下、ついに決定打が出せないまま、終ってしまう。革命の大前提ともいうべきものを、何とか守護したいのだろうが、もはや革命のもう一つの目標を果のあるものとするため、領主に引下がってもらおうといわんばかりであった。後に上訴が認められるようになって、3ヵ月の猶予期間しか設けなかつた点⁽⁴⁾、既得権についていろいろうるさい革命だが、ここにいたればもはや領主の発言に対し、真に手を借そうとしたとも思えないのである。

III

結

入会部分を払下げ、これにより革命は以前から顕著になっていた土地をめぐる不平等を是正しよ

(1) 前出の Décret du 10 juin 1793 参看。

(2) 前出の Décret des 28 août-14 septembre 1792 に注意。

(3) この模様を、Décret du 28 brumaire an VII (DUVERGIER, XI, p. 50) にみよ。

(4) Décret du 12 prairial an IV (DUVERGIER, IX, p. 106) 参看。

うとした。知られる如く、この目標に向かって直進したというのと違う。長い逡巡の後に、決断を下したのであり、そこにまでいたったについては、国内の統一という必要に迫られたためであった。土地を皆の手に満遍なく割振ることにより国内統一の手段に供しようというわけだが、革命はこの方針を何とか国中に広く展開させたいものと努力したのである。しかしついに、全土的なコンセンサスを得ることができない。原因は、土地をめぐり期待するところにバラエティがあったという事情に帰せられよう。とりわけ土地の経済性を問題にしようという線からする反発は強く、こうしたなかで革命は土地に対し抱いてきた態度に深い反省をよぎなくされた。その挙句、入会部分を社会的目的に利用したいという当初の願いを取下げってしまった。という時、土地について経済性を重視する方向の容認にほかならず、かかる事態こそフランス革命の終局を告げる指標とでもいったらいいものであった。

結着がどうであれ、入会部分を払下げに利用しようという時、自治体としては入会部分を大量に確保する必要がある。それには、領主の手に落ちた分を取戻すことが肝心である。革命が領主制の否定を狙うという以上、かかる作業は花々しく進められてしかるべきであった。知られる如く、現実はこちらに反していた。入会部分から領主を締め出すべく、革命は小心翼翼であり、入会部分に対して領主が持つ既得権を切崩せないまま終っているのであった。大きく立ちはだかる既得権の前に、革命の執念をもってしてもついに、手の下しようもない。革命は領主制の排除を、ひたすらただ、時代の新しい動きのなかに待つかの如くであったのである。

追記——私、最近やっと、生涯にかけ興味をつなげそうなテーマにたどりつきました。所有ないし土地所有を、フランス経済史を下敷きに考えてみようというのが、それです。本稿は、このテーマと関連した第一作のための、メモの一つとでもいいかもしれませんが、この第一作、「フランス革命の土地問題」とでも題してしかるべきかと存じますが、二部よりなります。第一部は、「土地の解放」です。それをまとめるに必要なメモが、本誌64巻8、12号、65巻5、8号に分載してあります。ご参照を願う次第です。ご承知のように、フランス革命は所有について絶対といっているわけで、これを革命は、所有にまつわる領主規制の排除ということのなかで達成できるといたしました。この過程を追ったのが、第一部です。土地所有をめぐり模様替えが画策されるのですが、その際、基底に置かれたのが、土地に対し動きを与えるという方向であったというのが第一部の結論でした。

それを受け、第二部を、「土地の移動」ということでまとめています。このためのメモの一部を、本誌65巻12号に出しました。その狙いとするとところは、一言すれば、国有地の払下げをめぐる起った、土地の移動の、性格づけです。とにかく土地が動かなければならないわけですので、この基調が国有地の払下げという場に移された時、一体どうい

フランス革命と入会部分

とになったか、みようとしたのであります。当然ながら入会部分の分配も、第二部の内容に含められるのです。本稿は、これを埋めるためのメモということになります。私の「フランス革命の土地問題」では、土地が動くため必要な環境づくりがいかに進み、これを踏まえ、土地を革命はどう動かそうとしたか、まあこうしたところが、内容として考えられているわけで、今回は入会部分を中心に、土地が動くということの意味を探ってみたということでしょうか。

(経済学部教授)